

<2013.5.9 経済産業委員会質疑>

○はたともこ君 生活の党のはたともこでございます。

本日は、成長戦略、クール・ジャパンとしての漢方、漢方とはいわゆる漢方医学と漢方薬のことですが、これについて質問をいたします。

私は薬剤師ですが、漢方薬・生薬認定薬剤師の資格も有しております。疾患部分だけでなく人間全体を診る全人医療たる漢方は、西洋医学では対応できない部分を補って余りある特性を有しております。健康保持のためには西洋医学と漢方との両輪でいくべきだと思っております。

日本で発展した日本の伝統医学である漢方、漢方薬をクール・ジャパンの一つとして、日本の国家戦略として国内外に展開すべきだと考えております。そのために、漢方薬の原料である生薬の国内栽培の推進、また、医学部、薬学部教育での漢方、漢方薬に関するカリキュラムの充実も大変重要な課題であると認識をしております。国家試験への出題も重要だと考えております。

まず、経済産業省に最初に伺いたいのは、現在、ISO、国際標準化機構のTC249、テクニカルコミッティー専門委員会249の議論の場で、日本の伝統医学である漢方が中国の伝統医学である中医学によって国際標準規格の制定について大変な危機にさらされている問題です。

我が国でISOの基準認証を担当しているのは経済産業省の産業技術環境局ということですが、鈴木局長、このISO専門委員会、TC249における伝統医学の標準化について、日本、中国、韓国がどのような動きをしているのか、その現状に対して経済産業省としてどのように対応していくのか、教えてください。

○政府参考人(鈴木英夫君) ISO・TC249の動きと経済産業省の対応についての御質問でございますけれども、本件は、二〇一〇年六月に、中国の提案によって、伝統的中国医療の国際標準を検討する技術委員会、ISO・TC249が設立をされ、中国が幹事国となり議論を今主導しているところでございます。

ISO・TC249では、これまでに国際標準提案が合計八件行われておりまして、中国からは朝鮮ニンジン、医療器具や用語に関して五件、韓国からは医療器具に関して一件の提案が行われております。

我が国の漢方は、委員御指摘のとおり、起源は中国伝来の医学でございますけれども、日本において独自の発展を遂げました伝統医学であると考えておりまして、伝統的中国医療の国際標準の世界からも排除されるべきではないと考えております。

我が国としては、業界団体、学会で構成する日本東洋医学サミット会議を設置をいたしまして、厚生労働省とともに連携し、組織的な対応を行っているところでございます。ISOの国際会議のたびに産業界や学術界の専門家を派遣いたしまして、我が国の漢方医学の生薬、医療器具が国際標準から排除されないように、各国と事前に情報交換、連携するとともに、我が国、意見を積極的に主張しているところでございます。

具体的には、現在提案をされている八件のうち、我が国の鍼灸が国際標準に取り上げられるよう積極的に対応しております。さらに、我が国発の国際標準の提案を行うため、平成二十三年度から毎年予算措置をしております。平成二十五年度予算におきましては引き続き予算をお願いしているところでございます。

具体的には、天然製剤の製造プロセスに関する要求事項及び鍼灸におけるはり及び関連機器に関する国際標準を提案する予定となっております。是非とも御理解を賜りますようよろしくお願いをしたいと思います。

引き続き、本分野の国際標準化活動に政府としても積極的にサポートしてまいりたいと考えております。

○はたともこ君 茂木大臣、中国も韓国も国に専門組織をつくって文字どおり国家戦略としてこの問題に取り組んでおります。その理由は、西洋医学が病気を診て人間を診ない、医療費が高騰している、高齢者に対応できない、激しい副作用、アレルギーやア

トピーなどに対応できないなど行き詰まりを見せている中、アジアの伝統医学が世界的に注目されているからです。

しかし、残念ながら、我が国では国家戦略どころか厚生労働省に漢方の専門組織もなければ専門担当官もない。WHOの伝統医学の議論でも、中国、韓国は政府が拠出をしているのに対して、日本は東洋医学会などの民間団体が大変苦勞して拠出金を出して負担をしているという現状がございます。

茂木大臣、まずここは大臣がリーダーシップを取っていただいて、ISOの国際標準規格制定競争にコミットしていただき、中国、韓国に負けないように内閣としても戦略的に取り組んでいただきたいと思います、いかがでしょうか。

○**国務大臣(茂木敏充君)** はた委員、漢方薬、生薬に大変お詳しいということで、大変傾聴に値する御意見だなと思ってお聞きをいたしております。

漢方であったりとか生薬、元々のルーツがどこにあるかは別にして、日本の独自の生活、文化の中で大きく成長し、洗練し、伸びてきたものであります。これを世界に発信していくと、こういったことは極めて重要だと思っております。厚労省を含め、組織の在り方であったりとか国の支援策、しっかり強化をしていかなきゃならないと。同時に、クール・ジャパンの中でも、日本の食文化、これもやっぱりヘルシーである、こういったことから非常にアジアでも期待をされております。同じ健康志向であったりとか、そういった中で漢方であったり生薬、とらえられるのではないかなと考えております。

○**はたともこ君** では、厚生労働省に伺います。

私は以前から再三申し上げておりますが、今後、日本と世界でその役割が大きく期待される漢方について、その専門組織、例えば漢方推進室といった名称の組織をまずは厚生労働省につくるべきだと思います。先ほどのTC249の議論についても、医療の問題ですからやはり厚生労働省がきちんと役割を果たす必要が不可欠であると思えます。

日本の非常に優れた伝統医学である漢方の国内外での展開、推進について、是非、厚生労働省の前向きかつ積極的な見解を伺いたしたいと思います、いかがでしょうか。

○**政府参考人(神田裕二君)** 漢方薬につきましては、西洋医薬にない効果、効能、自然素材の安心感などから年々需要が増加しておりまして、直近五年間で申しますと、医療用の漢方製剤は二三%、一般用の漢方製剤は一六%と、いずれも医薬品全体の伸びを上回る水準というふうになっております。

私どもとしましては、まず漢方の原料生薬が八八%が海外から調達しているということから、安定供給のために国内生産が可能なものは国内生産が行われるように取組を進めることが必要だというふうに考えております。具体的な取組としましては、厚労省それから独立行政法人の医薬基盤研究所におきまして、薬用植物資源、種苗の収集、保存ですとか、薬用植物の栽培技術等の研究を行うということ、それから農林水産省と共催により実施しております薬用作物に関する情報交換会や各地における説明会等を通じた生薬の国内生産基盤の確立を行っていくということを中心に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

いずれにしても、今後とも需要が増すというふうに考えられますので、原料となる生薬の安定供給の必要性も高まってきますことから、厚労省としましては、引き続き関係省庁や関係業界と連携しまして必要な支援策をしっかりと講じてまいりたいというふうに考えております。

○**はたともこ君** 農林水産省に伺います。

日本の漢方医学の国内外への展開にとって非常に重要な問題として、漢方薬の原料である生薬の国内栽培があります。現在、日本では生薬の八割を中国から輸入に頼っております。しかし、中国では、例えば主要な生薬であるカンゾウや麻黄を戦略物資化してきています。中国産の生薬は更に価格高騰、また農薬など品質上の問題もはらんでいます。

したがって、日本国内での栽培が重要な課題となるわけですが、この問題については私も繰り返し国会質疑を行ってまいりました。これに対して、農林水産省生産局地域作物課、厚生労働省医政局経済課、研究開発振興課の三課による薬用作物に関する情報交換会が昨年十一月スタートしたということですが、農林水産省、代表してこの情報交換会の意義、目的、現状、今後の目標について説明をしてください。

○政府参考人(今城健晴君) 漢方薬の原料となります薬用作物は生産者と実需者の契約により栽培されているという実情にございます。その生産拡大に向けましては、これらの者が各々有するニーズ、生産条件等の情報を共有、交換する機会を持つということが大切でございます。

このため、農林水産省におきましては、厚生労働省との共催により、漢方生薬関係団体、生産者団体、主産県等の参画を得まして、薬用作物に関する情報交換会を昨年十一月それから本年一月、本年三月と計三回にわたって開催しており、薬用作物をめぐる状況や生産拡大に向けた課題等について議論を行ったところでございます。

今後、この交換会での議論を踏まえまして、実需者サイドでは、産地化を志向します地域、そういうところに出かけていって情報の共有、交換を行うということから、各地における説明会の開催等を予定いたしておりまして、農林水産省といたしましてもこれに積極的に協力していくということとしております。

今後とも、厚生労働省との連携によりしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○はたともこ君 農林水産省、地方の自治体の長の中には、TPPによる日本農業の危機に対して、農業の起死回生策として生薬の国内栽培に取り組もうとする方々も既にいらっしゃいます。漢方薬や家庭薬などを扱うメーカーの経営者の中にも、ただ単に中国から生薬を輸入できなくなるからという消極的な理由ではなく、積極的に中国を超える世界一の品質の生薬をジャパン・ブランドとして作り上げて、世界に打って出ようと考えておられる方もいらっしゃいます。農家の方々も、単価が安く事実上赤字の農作物よりも、場合によっては一キロ二千元にもなる生薬の栽培に意欲を持っておられる方もいらっしゃいます。

農水省、強い農業づくりの有力な柱として生薬の国内栽培を位置付けて積極的に支援していくべきであると思っておりますが、いかがですか。

○政府参考人(今城健晴君) ただいまはた先生からございましたとおり、薬用作物、これはそんなに大きな栽培面積がなくても技術があれば栽培できていくというような有用な作物でございます。したがって、漢方薬の原料として伝統ある漢方医薬を支えるというだけではなくて、中山間地域等の農家におきましても新たな作物ということで非常に関心が高まっているというふうなところもあるように聞いております。

このため、農林水産省といたしましては、先ほどの実需者等の情報共有交換会、これを踏まえた積極的な地域に対する説明会、これの開催に協力いたしますとともに、産地化に積極的に取り組もうという産地に対しましては、栽培実施圃場の設置、運営ですとか、生産技術力の強化に必要な農業用機械のリース、あるいは薬用作物の加工、乾燥調製施設の整備、こういったものを予算等を通じまして支援をしていくということで考えているところでございます。

今後とも、関係省庁、産地と連携しながら生産振興に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○はたともこ君 厚生労働省に伺います。

生薬の国内栽培の推進について大きな課題として、医療用漢方製剤の薬価の問題があります。現在、漢方薬の薬価は西洋薬と同等の基準、概念で算定され、その結果、漢方薬の薬価は下がり続けて、それが国内栽培推進の妨げの一つになっていると思っております。漢方薬の薬価は西洋薬と比較して圧倒的に安価なものですし、今後更に利用が高まれば医療費抑制の効果もあるわけですから、本来、膨大な開発コストの掛か

る西洋薬とは別の基準、すなわちコストプラス適正利潤で算定すべきだと私は考えております。以前にも同じ質問をいたしました、改めて厚生労働省の見解を伺いたいと思います。

○政府参考人(神田裕二君) 薬価につきましては、二年に一度、薬価改定の際に市場実勢価格を基本に見直しを行っているところでございまして、医療上の必要性が高く、原料が高騰するなどの理由で薬価が生産コストなどの原価を下回っている不採算品目について薬価の引上げを行っているところでございます。

薬価を引き上げるかどうかにつきましては、限られた保険財源を有効に活用する観点から、個々の品目ごとに医療上の必要性や不採算の程度を勘案した上で実施することとしておりまして、今後とも、関係学会等の要望ですとか生産コストなどを精査した上で、医薬品の安定供給が可能となるように適正な薬価算定に努めてまいりたいというふうに考えております。

○はたともこ君 では、内閣府に伺います。

今年三月、法改正によって企業再生支援機構が地域経済活性化支援機構に抜本的に改組、機能拡充されました。従来の事業再生、事業展開に加えて、地域活性化の支援事業を行う企業に対しても、地域活性化ファンドへの出資や専門家派遣によって支援していくということでございます。

本年二月、秋田県美郷町と東京生薬協会及び龍角散株式会社との間で連携協定が結ばれました。美郷町の町長は、美郷町を生薬の里として町おこし、地域活性化を図っていくと真剣に考えておられます。秋田県ではまた、白神山地の八峰町でも同様のやり方で既に十種類以上の生薬の試験栽培がスタートをしています。秋田県知事も生薬の栽培に力を入れておられます。

そこで、内閣府に伺います。

これら秋田県の町当局、農家、農業法人、県などで事業主体をつくるなど企業をつくり、併せて地域金融機関を中心に地域活性化ファンドがつけられるような場合は、この地域経済活性化支援機構法による支援事業の対象に私は当然なると思っております、いかがでしょうか。一般論でよいので、お答えください。

○政府参考人(木下賢志君) 委員今お話しのとおり、地域経済活性化支援機構につきましては、今般の改正によりまして、地域活性化に資する支援を行うために、地域金融機関等とともに運営する地域活性化ファンドへの出資ですとか、あるいは専門家の派遣ということが可能となったところでございます。

今申された生薬の栽培につきましてこの案件が、具体的に機構の支援案件にふさわしいかどうかという点につきましては、個別の事案の問題でありますので、個々に現在対応できるという回答につきましては差し控えさせていただきますけれども、一般論を申し上げれば、機構と地域金融機関等の出資によりまして設立される地域活性化ファンドが地域の活性化に資するとの観点から、ファンドを運営していく中で地域の実情に応じて個別の事案について判断を行っていくものと考えておりまして、具体的な内容が詰まりました段階で、個別に地域の金融機関ですとかあるいは直接機構に御相談いただければなと思っております。

○はたともこ君 終わります。ありがとうございました。